

8月定例会議案（条例関係）の概要

平成24年8月6日

1. 関西広域連合職員定数条例の一部を改正する条例案（新旧対照表1頁）

京都市及び神戸市の加入に伴い、下記（下線部）のとおり職員定数の見直しを行う。

区分	現 行		改 正 後	
	定数	実員	定数	摘要
① 広域連合長の事務部局	<u>15</u>	15	<u>20</u>	計画課等の増強（政令市の人員増）を想定
② 議会の事務部局	<u>2</u>	2	<u>5</u>	今後の拡充を想定
③ 選挙管理委員会の事務部局	2	—	2	
④ 監査委員の事務部局	2	—	2	
⑤ 特定の課題に従事する職員 (国出先P.T等)	10	10	10	
計	<u>31</u>	27	<u>39</u>	

2. 関西広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例案（新旧対照表2頁～5頁）

この度、例規類の現況確認を行った結果、条文作成における技術的な誤り等が確認されたので、当該確認結果を踏まえた軽微な修正への対応のため、以下の条例について一括改正（修正）を行う。

条 例 名	改 正 理 由
① 関西広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例	・障害者自立支援法等の改正に伴い必要となる条ずれ等の是正漏れを修正
② 関西広域連合財政及び人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	・条例作成時の規定の不備を修正 (引用条文誤りの訂正)
③ 関西広域連合の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例	・広域連合委員会委員及び副委員等に関する規定の整備漏れを修正 (報酬及び費用弁償の取扱いを明記)

関西広域連合職員定数条例（平成22年関西広域連合条例第4号）の一部を改正する条例 新旧対照表

	改 正	後	現 行
(趣旨)			(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項の規定に基づき、関西広域連合の広域連合長、議会、選挙管理委員会及び監査委員会及び監査委員の事務部局に常時勤務する一般職の職員（国又は他の地方公共団体から派遣された職員を含み、臨時に任用された者を除く。以下「職員」という。）の定数に関するものとする。
(定数)			(定数) 第2条 職員の定数は、次の各号に掲げる事務部局の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める人数とする。 (1) 広域連合長の事務部局の職員 20人 (2) 議会の事務部局の職員 5人 (3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 2人 (4) 監査委員の事務部局の職員 2人
			2 前項に定めるほか、特定の課題に従事する職員の定数を、10人とする。 3 第1項第2号から第4号までに規定する職員は、広域連合長の事務部局の職員をもって充てることができる。 (定数外職員) 3 第1項第2号から第4号までに規定する職員は、広域連合長の事務部局の職員をもって充てることができる。 (定数外職員)

関西広域連合職員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 新旧対照表

	改 正 後	現 行
第1条～第9条 略	第1条～第9条 略	第1条～第9条 略
(介護補償)	(介護補償)	(介護補償)
第10条 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を受ける状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に通常要する介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して広域連合長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。	第10条 傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を受けている場合に通常要する介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して広域連合長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。	第10条 傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に通常要する介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して広域連合長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。
(1) 病院又は診療所に入院している場合	(1) 病院又は診療所に入院している場合	(1) 病院又は診療所に入院している場合
(2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）	(2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第6項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）	(2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第6項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）
(3) 障害者支援施設（生活介護を行ふものに限る。）に準ずる施設として広域連合長が定めるものに入所している場合	(3) 障害者支援施設（生活介護を行ふものに限る。）に準ずる施設として広域連合長が定めるものに入所している場合	(3) 障害者支援施設（生活介護を行ふものに限る。）に準ずる施設として広域連合長が定めるものに入所している場合
第11条～第15条 略	第11条～第15条 略	第11条～第15条 略
(この条例に定めがない事項)	(この条例に定めはない事項)	(この条例に定めはない事項)
第16条 この章に定めるもののほか、補償及び福祉事業に關し必要な事項については、法第3章の規定（第24条、第25条、第45条及び第46条の規定を除く。）の例による。	第16条 この章に定めるもののほか、補償及び福祉事業に關し必要な事項については、法第3章の規定（第24条、第25条及び第45条から第46条の2（船員である職員に関する部分に限る。）までの規定を除く。）の例による。	第16条 この章に定めるもののほか、補償及び福祉事業に關し必要な事項については、法第3章の規定（第24条、第25条及び第45条から第46条の2（船員である職員に関する部分に限る。）までの規定を除く。）の例による。
第17条～第23条 略	第17条～第23条 略	第17条～第23条 略
附 則（平成24年__月__日条例第__号）	この条例は、公布の日から施行する。	この条例は、公布の日から施行する。

関西広域連合財政及び人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 新旧対照表

		改 正 後	現 行
第3章 人事行政の公表 (報告の時期等)		第3章 人事行政の公表 (報告の時期等)	
第5条 任命権者は、毎年10月末までに、広域連合長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。	2 前項の規定による報告は、職員（臨時に任用された職員及び非常勤職員（地公法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項について行うものとする。 (1) 任免及び職員数に関する状況 (2) 給与の状況 (3) 勤務時間その他の勤務条件の状況 (4) 分限及び懲戒処分の状況 (5) 服務の状況 (6) 研修及び勤務成績の評定の状況 (7) 福祉及び利益の保護の状況 (8) 前各号に掲げるもののほか、広域連合長が必要と認める事項	第5条 任命権者は、毎年10月末までに、広域連合長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。 2 前項の規定による報告は、職員（臨時に任用された職員及び非常勤職員（地公法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項について行うものとする。 (1) 任免及び職員数に関する状況 (2) 給与の状況 (3) 勤務時間その他の勤務条件の状況 (4) 分限及び懲戒処分の状況 (5) 服務の状況 (6) 研修及び勤務成績の評定の状況 (7) 福祉及び利益の保護の状況 (8) 前各号に掲げるもののほか、広域連合長が必要と認める事項	第5条 任命権者は、毎年10月末までに、広域連合長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。 2 前項の規定による報告は、職員（臨時に任用された職員及び非常勤職員（地公法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項について行うものとする。 (1) 任免及び職員数に関する状況 (2) 給与の状況 (3) 勤務時間その他の勤務条件の状況 (4) 分限及び懲戒処分の状況 (5) 服務の状況 (6) 研修及び勤務成績の評定の状況 (7) 福祉及び利益の保護の状況 (8) 前各号に掲げるもののほか、広域連合長が必要と認める事項
第6条 広域連合長は、毎年10月末までを報告の期限として、公平委員会の事務を委託している地方公共団体の人事委員会に対し、前年度における関西広域連合に係る業務の状況の報告を求めなければならない。	2 前項の規定により報告を求めなければならない事項は、職員に係る次に掲げる事項とする。 (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況 (2) 不利益処分に関する不服申立ての状況	第6条 広域連合長は、毎年10月末までを報告の期限として、公平委員会の事務を委託している京都府人事委員会に対し、前年度における関西広域連合に係る業務の状況の報告を求めなければならない。 2 前項の規定により報告を求めなければならない事項は、職員に係る次に掲げる事項とする。 (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況 (2) 不利益処分に関する不服申立ての状況	第6条 広域連合長は、毎年10月末までを報告の期限として、公平委員会の事務を委託している京都府人事委員会に対し、前年度における関西広域連合に係る業務の状況の報告を求めなければならない。 2 前項の規定により報告を求めなければならない事項は、職員に係る次に掲げる事項とする。
第7条 広域連合長は、前2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び前条の規定によればならない。	2 前項の規定による公表は、公告式条例の例による。 <u>附 則（平成24年 月 日 条例第 号）</u> この条例は、公布の日から施行する。	第7条 広域連合長は、前2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び前条の規定によればならない。 2 前項の規定による公表は、公告式条例の例による。	第7条 広域連合長は、前2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び前条の規定によればならない。 2 前項の規定による公表は、公告式条例の例による。

関西広域連合の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

	改 正 後	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第203条の2第4項の規定に基づき、関西広域連合の特別職の職員で非常勤のもの（議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という。）に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関する必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(報酬額)</p> <p>第2条 特別職の職員の報酬の額は、別表第1に定めるとおりとする。</p> <p>(報酬の支給方法)</p> <p>第3条 報酬は、その都度支給する。</p> <p>(費用弁償の額)</p> <p>第4条 特別職の職員の費用弁償の額は、別表第2に定めるとおりとする。</p> <p>(費用弁償の支給方法)</p> <p>第5条 前条の特別職の職員の費用弁償の支給方法については、関西広域連合職員の旅費に関する条例（平成22年関西広域連合条例第11号）の規定の例による。</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この条例の施行に関する必要な事項は、広域連合長が別に定める。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第203条の2第4項の規定に基づき、関西広域連合の特別職の職員で非常勤のもの（議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という。）に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関する必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(報酬額)</p> <p>第2条 特別職の職員の報酬の額は、別表第1に定めるとおりとする。</p> <p>(報酬の支給方法)</p> <p>第3条 報酬は、その都度支給する。</p> <p>(費用弁償の額)</p> <p>第4条 特別職の職員の費用弁償の額は、別表第2に定めるとおりとする。</p> <p>(費用弁償の支給方法)</p> <p>第5条 前条の特別職の職員の費用弁償の支給方法については、関西広域連合職員の旅費に関する条例（平成22年関西広域連合条例第11号）の規定の例による。</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この条例の施行に関する必要な事項は、広域連合長が別に定める。</p>	<p>附 則（平成24年 月 日条例第 号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>

別表第1 (第2条関係)

職名	報酬の額
広域連合長	支給しない。
副広域連合長	
広域連合委員会委員	
広域連合委員会副委員	
選舉管理委員会委員長	日額 6,000円
選舉管理委員会委員	日額 5,000円
選舉管理委員会委員 選見を有する者のうちから選任された監査委員	日額 10,000円
議員のうちから選任された監査委員	日額 8,000円
法令又は条例の規定による委員等 (この表において別に定めるものを除く。)	日額 8,000円
その他の特別職の職員	任命権者が予算の範囲内で定める額

職名	区分	報酬の額
広域連合長		
副広域連合長		支給しない、
(追加)		
選舉管理委員会委員長	日額	6,000円
選舉管理委員会委員	日額	5,000円
選見を有する者のうちから選任された監査委員	日額	10,000円
議員のうちから選任された監査委員	日額	8,000円
法令又は条例の規定による委員等 (この表において別に定めるものを除く。)	日額	8,000円
その他の非常勤の特別職の職員	日額	8,000円

関西広域連合の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

新旧対照表

別表第2(第4条関係)		改 正	後 行	現 行
別表第2(第4条関係)				
職名	費用弁償の額			費用弁償の額
広域連合長	(1) 内国旅行の鉄道賃相当額 別表第3に定める旅客運賃、急行料金及び 特別車両料金並びに座席指定料金の額			(1) 内国旅行の鉄道賃相当額 別表第3に定める旅客運賃、急行料金及び 特別車両料金並びに座席指定料金の額
副広域連合長	(2) 内国旅行の船賃相当額 別表第4に定める旅客運賃、寝台料金及び 特別船室料金並びに座席指定料金の額			(2) 内国旅行の船賃相当額 別表第4に定める旅客運賃、寝台料金及び 特別船室料金並びに座席指定料金の額
広域連合委員会委員長	(3) 内国旅行の宿泊料、食事料及び移転料相 当額 別表第4に定める旅客運賃、寝台料金及び 特別船室料金並びに座席指定料金の額			(3) 内国旅行の宿泊料、食事料及び移転料相 当額 別表第5に定める額
広域連合委員会副委員長				
選挙管理委員会委員長				
選挙管理委員会委員				
議見を有する者のうちから 選任された監査委員				
議員のうちから選任された 監査委員				
法令又は条例の規定による 委員等(この表において別 に定めるものを除く。)				
その他の特別職の 職員	関西広域連合職員の旅費に関する条例の規定 に基づきその他の職員に支給する旅費相当額の 費用を弁償する。			旅費条例 に基づきその他の職員に支給する旅費相当額の 費用を弁償する。